

## 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に対する意見書

平成 25 年 9 月 20 日  
日本司法書士会連合会  
会長 齋 木 賢 二

日本司法書士会連合会は、平成 25 年 8 月 30 日に公示された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」（以下「基本方針案」という。）に対する意見募集につき、下記のとおり意見を申し述べる。

### 記

#### 1 被災者生活支援等施策推進に関する基本的方向について<基本方針案 1 頁 I >

##### 【意見】

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「子ども被災者支援法」という。）は、その第 2 条で基本理念に基づき、被災者生活支援等施策の基本的方向を定めることが明記されている（同法第 5 条第 2 項第 1 号）。基本的方向は、この子ども被災者支援法の基本理念等に沿ったものでなければならない。今回発表された基本方針案の施策推進の基本的方向には、「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」にいくつかの施策が追加されているが、これだけでは、子ども被災者支援法第 2 条の基本理念に沿った方向とは思えない。このため被災者生活支援等推進の基本的方向については、子ども被災者支援法の崇高な基本理念に沿った施策が確実に推進できるような施策をさらに検討すべきである。

#### 2 支援対象地域に関する事項について<基本方針案 1 頁 II >

##### 【意見】

子ども被災者支援法第 1 条では、「東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散している」とされ、その被害は広範囲の地域に及んでいるため、支援を「支援対象地域」と「支援対象地域に準じる地域」に区分することに合理性がない。同条では「一定の基準以上の放射線量が計測される地域」が対象となるとされているが、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」のであるから、現時点では一定の基準を明定することはできず、基本方針案で示されている年間積算線量 20 ミリシーベルトにも科学的根拠はなく、地域を区分することの客観的な裏付けがない。少なくとも「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」で、放射線量が 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト（追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト）以

上の汚染状況重点調査地域とされたすべての被災地域を、支援対象地域とすべきである。また、それ以外の福島県全域についても除外すべき理由はなく、そもそも行政区域のみによって地域設定する合理性はない。

### 3 住宅の確保について<基本方針案7頁 Ⅲ3(8)>

#### 【意見】

基本方針案では、「子育て世帯が定住できる環境を整えるため、公的な賃貸住宅の整備を支援する。また、借上げ仮設住宅を引き続き提供する。」としているが、いつまで提供するのか示されていない。「全国において、民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与期間を平成27年3月末まで延長」することのだが、原発事故の直接の被害を受けていない被災地ですら、そのような短期間で復興するとは考えられず、当然、支援地域では長期間の支援が必要である。子ども被災者支援法第2条第6項で「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。」とされているが、低線量被ばくによる健康への影響が科学的に解明されていないことから、被災者の不安を払しょくし、長期の避難生活に対応できるようにするために、特別な立法措置をすべきである。

また被災地では、不動産の相続登記等がなされていない物件が多いため、事実上住宅の確保が困難になっている。これは、明治期を含む相当以前の相続に関する登記がなされておらず、さらに、同時期の抵当権が登記されたままになっている事案が多数あり、不動産を売ることも買うこともできず、結果的に住宅の確保ができない状況にある。これらの場合の登記申請は、戸籍簿の保存期間経過や相続人が多数に上る等の事情で断念せざるを得ないことも多い。被災建物等に係る登録免許税の免税措置と併せて、特別な立法措置を講じる必要があり、基本方針に盛り込むべきである。

### 4 東京電力の不法行為に対する損害賠償請求権の消滅時効について<基本方針案8頁 Ⅲ3(12) 避難指示区域等から避難している被災者への支援>

#### 【意見】

東京電力の不法行為に対する損害賠償請求権の消滅時効が数か月先に迫っている。東京電力は時効を援用しないと声明しているが、東京電力は営利企業であり、経営陣は株主に対する経営責任を負っている。よって、子ども被災者支援法第11条により、特定原子力事業者による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策の一つとして、時効を停止するなど、国が新たな立法措置を講じることを、基本方針案に明定すべきである。

### 5 子どもの修学等の援助・学習等の支援<基本方針案4頁 Ⅲ3(2)>

#### 【意見】

独立行政法人日本学生支援機構による大学等修学支援奨学金事業については、経済的理由により修学を断念することがないように奨学金を貸与する制度であるが、経済事情が厳しい被災世帯は、卒業後の返済のことまで心配しなければならない。よって、この奨学金事業の目的に鑑みれば、奨学金は給付制とすべきであり、就学援助、学習等の支援に関する施策の一つとして立法的に解決すべきである。かかる措置は、結果として復興の促進や被災者の生活の安定に資することとなる。

## 6 自死・孤独死について<基本方針案 8 頁, 10 頁 Ⅲ (11) 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策, (12) 避難指示区域等から避難している被災者への支援, (14) その他>

### 【意見】

阪神・淡路大震災で経験したとおり、大災害から一定の時間が経過すると、自死や孤独死が増加する。報道によると、東日本大震災の震災関連死者数が、震災直接死を上回ることは確実であり、その中には相当数の自死や孤独死が含まれている。医療関係者等による被災者の心のケア支援事業が予定されているが、合わせて法律専門家の支援は不可欠であり、それ以外にも様々な専門家の力を結集すべきである。また、地域のコミュニティの果たす役割は大きく、避難所から仮設住宅へ、そして復興住宅へと、住環境の変化があっても連携が途切れないように格段の配慮をすべきである。

## 7 民事法律扶助について<基本方針案 10 頁 Ⅲ (14) その他>

### 【意見】

被災現地では、登記等に対する相談や手続援助の要請が非常に高い。この点、日本司法支援センターの果たす役割は大きいはずだが、残念なことに、例えば、同センターではこれらの業務を扱わず、また、契約司法書士が民事法律扶助業務として行うこともできない。これらは直ちに改められるべきである。日本司法支援センターは日本司法書士会連合会との連携をより進め、法律家派遣事業をさらに推進すべきである。